

一四九	コークス製造業	一八〇	一八〇	九〇	
一五〇	石油コークス製造業	七〇	七〇	五〇	
一五一	自動車タイヤ・チューブ製造業	一〇	一〇	一〇	
一五二	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	六〇	四〇	四〇	
一五三	ゴム製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	二〇	二〇	二〇	
一五四	なめしかわ製造業	一〇〇	一〇〇	一〇〇	
一五五	毛皮製造業	五〇	五〇	五〇	
一五六	板ガラス製造業	一〇	一〇	一〇	
一五七	板ガラス加工業	一〇	一〇	一〇	
一五八	ガラス製加工素材製造業	一〇	一〇	一〇	
一五九	ガラス容器製造業	一〇	一〇	一〇	
一六〇	理化学用・医療用ガラス器具製造業	一〇	一〇	一〇	
一六一	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	一〇	一〇	一〇	
一六二	ガラス繊維(長繊維に限る。）・同製品製造業	五〇	五〇	五〇	
一六三	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	三〇	三〇	三〇	
一六四	ガラス・同製品製造業(整理番号一五六の項から前項までに掲げるものを除く。)	一〇	一〇	一〇	
一六五	生コンクリート製造業	一〇	一〇	一〇	
一六六	コンクリート製品製造業	一〇	一〇	一〇	

一六七	セメント製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	一〇	一〇	一〇	
一六八	黒鉛電極製造業	二〇	二〇	二〇	
一六九	碎石製造業	二〇	二〇	二〇	
一七〇	鉱物・土石粉碎等処理業	二〇	二〇	二〇	
一七二	うわ薬製造業	二〇	二〇	二〇	
一七三	高炉による製鉄業	一〇	一〇	一〇	
一七五	フェロアロイ製造業	二〇	二〇	二〇	
一七六	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	一〇	一〇	一〇	
一七八	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。)又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるものに限る。)	二〇	二〇	二〇	
一七九	熱間圧延業(整理番号一八二の項及び同一一八三の項に掲げるものを除く。)	二〇	二〇	二〇	
一八〇	冷間圧延業(整理番号一八二の項及び同一一八三の項に掲げるものを除く。)	二〇	二〇	二〇	
一八一	冷間ロール成型形鋼製造業	二〇	二〇	二〇	
一八二	鋼管製造業	二〇	二〇	二〇	
一八三	伸鉄業	一〇	一〇	一〇	
一八四	磨棒鋼製造業	一〇	一〇	一〇	
一八五	引抜鋼管製造業	一〇	一〇	一〇	
一八六	伸線業	一〇	一〇	一〇	
一八七	ブリキ製造業	二〇	二〇	二〇	
一八八	亜鉛鉄板製造業	二〇	二〇	二〇	

一八九	めっき鋼管製造業	二〇	二〇	二〇	
一九〇	めっき鉄鋼線製造業	二〇	二〇	二〇	
一九一	表面処理鋼材製造業（整理番号一八七の項から前項までに掲げるものを除く。）	一〇	一〇	一〇	
一九二	鍛鋼製造業	一〇	一〇	一〇	
一九三	鍛工品製造業	一〇	一〇	一〇	
一九四	鋳鋼製造業	一〇	一〇	一〇	
一九五	鋳鉄鋳物製造業（次項及び整理番号一九七の項に掲げるものを除く。）	一〇	一〇	一〇	
一九六	鋳鉄管製造業	一〇	一〇	一〇	
一九七	可鍛鋳鉄製造業	一〇	一〇	一〇	
一九八	鉄粉製造業	一〇	一〇	一〇	
一九九	鉄鋼業（整理番号一七三の項から前項までに掲げるものを除く。）	一〇	一〇	一〇	
二〇〇	非鉄金属製造業	一〇	一〇	一〇	
二〇一	電気めっき業	四〇	四〇	四〇	
二〇二	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	一〇	一〇	一〇	
二〇三	一般機械器具製造業	一〇	一〇	一〇	
二〇四	電子回路製造業	二〇	二〇	二〇	
二〇五	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	一〇	一〇	一〇	
二〇六	輸送用機械器具製造業	一〇	一〇	一〇	

二〇七	精密機械器具製造業	二〇	一〇	一〇	
二〇八	ガス製造工場	二〇	二〇	二〇	
二〇九	下水道業	二〇	二〇	二〇	標準活性汚泥法その他のこれと同程度に下水を処理することができ、方法より高度に下水を処理することができ、方法により下水を処理するものにあつては、(一)の欄から(三)の欄までの値は、それぞれ一五とする。
二一〇	空瓶卸売業	三〇	二〇	二〇	
二一一	共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六条に規定する施設をいう。）	三〇	三〇	二〇	
二一二	弁当仕出屋又は弁当製造業	五〇	四〇	三〇	平成十八年二月一日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、(一)の欄及び(二)の欄の値は、それぞれ三〇とする。
二二三	飲食店	五〇	四〇	三〇	
二二四	宿泊業	五〇	四〇	三〇	平成十八年二月一日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、(一)の欄及び(二)の欄の値は、それぞれ三〇とする。
二二五	リネンサプライ業	四〇	四〇	三〇	
二二六	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	四〇	四〇	三〇	
二二八	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	六〇	六〇	六〇	
二二九	自動車整備業	二〇	二〇	二〇	
二三〇	病院	三〇	三〇	三〇	

二二五	二二四	二二三	二二二	二二一
廃油処理業	ごみ処理業	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	し尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二〇一人以上五〇〇人以下のものに限る。）	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇一人以上のものに限る。）
二〇	三〇	四〇	五〇	三〇
二〇	三〇	三〇	五〇	三〇
二〇	三〇	二〇	三〇	三〇
			平成十八年二月一日以後に設置されるものにあっては、(一)の欄及び(二)の欄の値は、それぞれ三〇とする。	(一) 平成十八年一月三十一日以前に設置されたものであって、建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五、〇〇〇人以下のもの（同表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができする方法によりし尿を処理するものを除く。）にあっては、(一)の欄の値は、四〇とする。 (二) 平成十八年二月一日以後に設置されるもののうち、建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができ処理する方法によりし尿を処理するものにあっては、(一)の欄から(三)の欄までの値は、それぞれ二〇とする。

二二六	二二七	二二八	二二九	二三〇	二三一	二三二
産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	死亡獣畜取扱業	と畜場	中央卸売市場	地方卸売市場	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第一条の二各号に掲げるものをいう。）	整理番号 二の項から 前項までの 分類 のな いも れ
自動式車両洗淨施設	浄水施設	指定地域内事業場のし尿又は雑排水の排出に係る施設（整理番号二二一の項及び同二二二の項に係るものを除く。）	その他のもの			
一〇	一〇	三五	三五	二〇	二〇	二〇
一〇	一〇	三〇	三〇	二〇	二〇	二〇
一〇	一〇	三〇	三〇	二〇	二〇	二〇

別表第二

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量（単位：一リットルにつきミリグラム）		備考
		(一)	(二)	
二	畜産農業	六〇	六〇	
三	天然ガス鉱業	六〇	六〇	
四	非金属鉱業	一五	一〇	
五	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	二五	一〇	
六	乳製品製造業	一五	一〇	
七	畜産食料品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	三〇	一〇	
八	水産缶詰・瓶詰製造業	二〇	一〇	
九	寒天製造業	二〇	一〇	
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業	二〇	一〇	
一一	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	二五	一〇	
一二	冷凍水産物製造業	二五	一〇	
一三	冷凍水産食品製造業	三〇	一〇	
一四	水産食料品製造業（整理番号八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	二五	一〇	
一五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	二〇	一〇	
一六	野菜漬物製造業	一五	一〇	
一七	味そ製造業	二〇	一〇	
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業	二五	一〇	
一九	うま味調味料製造業	二〇	一〇	

二〇	ソース製造業	二〇	一〇	
二一	食酢製造業	二〇	一〇	
二二	砂糖精製業	一五	一〇	
二三	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	一五	一〇	
二四	小麦粉製造業	二〇	一〇	
二五	パン製造業	一五	一〇	
二六	生菓子製造業	一五	一〇	
二七	ビスケット類・干菓子製造業	一五	一〇	
二八	米菓製造業	一五	一〇	
二九	パン・菓子製造業（整理番号二五の項から前項までに掲げるものを除く。）	一五	一〇	
三〇	植物油脂製造業	一五	一〇	
三一	動物油脂製造業	二〇	一〇	
三二	食用油脂加工業	一五	一〇	
三三	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	二〇	一〇	
三四	穀類でんぶん製造業	一五	一〇	
三五	めん類製造業	一五	一〇	
三七	豆腐・油揚げ製造業	二〇	一〇	
三八	あん類製造業	一五	一〇	
三九	冷凍調理食品製造業	二〇	一〇	
四〇	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	二〇	一〇	
四一	清涼飲料製造業	一五	一〇	

四二	果実酒製造業	一五	一〇
四三	ビール製造業	一五	一〇
四四	清酒製造業	一五	一〇
四五	蒸留酒・混成酒製造業	一五	一〇
四六	インスタントコーヒー製造業	二〇	一〇
四七	配合飼料製造業	二〇	一〇
四八	単体飼料製造業	二〇	一〇
四九	有機質肥料製造業	二〇	一〇
五〇	たばこ製造業	二〇	一〇
五一	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）	二〇	一〇
五五	繊維工業で整毛工程に係るもの	二〇	一〇
五七	繊維工業で麻製織工程に係るもの	二〇	一〇
五八	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	二〇	一〇
五九	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	二〇	一〇
六〇	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	二〇	一〇

六一	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	二〇	一〇
六二	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	二〇	一〇
六三	繊維工業で繊維製品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	二〇	一〇
六四	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	二〇	一〇
六五	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	二〇	一〇
六六	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	二〇	一〇
六七	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	二〇	一〇
六八	繊維工業（整理番号五五の項から前項までに掲げるものを除く。）	二〇	一〇
六九	一般製材業又は木材チップ製造業	二〇	一〇
七一	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	二〇	一〇
七五	木材薬品処理業	二〇	一〇
七六	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	一五	一〇
七七	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	一五	一〇
七八	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラフトパルプ製造工程、リフアイナーグラフトパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	一五	一〇

一〇四	化学肥料製造業（前二項に掲げるものを除く。）	一五	一〇	
一〇五	ソーダ工業	一五	一〇	
一〇六	電炉工業	一五	一〇	
一〇七	無機顔料製造業	二五	二〇	
一〇八	無機化学工業製品製造業（整理番号一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。）	二〇	一〇	
一〇九	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	一五	一〇	
一一〇	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	一五	一〇	
一一一	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	一五	一〇	
一二二	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	一五	一〇	
一二三	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	一五	一〇	
一二四	石油化学系基礎製品製造業（整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	一五	一〇	
一二五	脂肪族系中間物製造業	一五	一〇	
一二六	メタン誘導品製造業	一五	一〇	
一二七	発酵工業	一五	一〇	
一二八	コーラタール製品製造業	三三〇	一七〇	

一一九	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	一五	一〇	
一二〇	プラスチック製造業	二〇	一〇	
一二一	合成ゴム製造業	一五	一〇	
一二二	有機化学工業製品製造業（整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	一五	一〇	
一二三	レイヨン・アセテート製造業のうちレイヨンの製造に係るもの	一五	一〇	
一二四	レイヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	一五	一〇	
一二五	合成繊維製造業	一五	一〇	
一二六	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	一五	一〇	
一二七	石けん・合成洗剤製造業	一五	一〇	
一二八	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	一五	一〇	
一二九	塗料製造業	一五	一〇	
一三〇	印刷インキ製造業	一五	一〇	
一三一	医薬品原薬・製剤製造業	一五	一〇	
一三二	医薬品製剤製造業	一五	一〇	
一三三	生物学的製剤製造業	一五	一〇	
一三四	生薬・漢方製剤製造業	一五	一〇	
一三五	動物用医薬品製造業	一五	一〇	
一三六	火薬類製造業	一五	一〇	
一三七	農薬製造業	一五	一〇	
一三八	合成香料製造業	一五	一〇	
一三九	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	一五	一〇	

一四〇	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	一五	一〇	
一四二	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	一五	一〇	
一四三	写真感光材料製造業	一五	一〇	
一四四	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	一五	一〇	
一四五	イオン交換樹脂製造業	一五	一〇	
一四六	化学工業（整理番号一〇二の項から前項までに掲げるものを除く。）	一五	一〇	
一四七	石油精製業	二〇	一〇	
一四八	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	二〇	一〇	
一四九	コークス製造業	五〇〇 二二〇	二二〇	
一五〇	石油コークス製造業	二〇	一〇	
一五一	自動車タイヤ・チューブ製造業	二〇	一〇	
一五二	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	一五	一〇	
一五三	ゴム製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	一五	一〇	
一五四	なめしかわ製造業	二〇	一〇	
一五五	毛皮製造業	一五	一〇	
一五六	板ガラス製造業	一五	一〇	
一五七	板ガラス加工業	一五	一〇	
一五八	ガラス製加工素材製造業	一五	一〇	
一五九	ガラス容器製造業	一五	一〇	
一六〇	理化学用・医療用ガラス器具製造業	一五	一〇	
一六一	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	一五	一〇	
一六二	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	一五	一〇	

一六三	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	二〇	一〇	
一六四	ガラス・同製品製造業（整理番号一五六の項から前項までに掲げるものを除く。）	一五	一〇	
一六五	生コンクリート製造業	一五	一〇	
一六六	コンクリート製品製造業	一五	一〇	
一六七	セメント製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	一五	一〇	
一六八	黒鉛電極製造業	一五	一〇	
一六九	砕石製造業	一五	一〇	
一七〇	鉱物・土石粉碎等処理業	一五	一〇	
一七二	うわ薬製造業	一五	一〇	
一七三	高炉による製鉄業	一五	一〇	
一七五	フェロアロイ製造業	一五	一〇	
一七六	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	一五	一〇	
一七八	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	一五	一〇	
一七九	熱間圧延業（整理番号一八二の項及び同一一八三の項に掲げるものを除く。）	一五	一〇	
一八〇	冷間圧延業（整理番号一八二の項及び同一一八三の項に掲げるものを除く。）	一五	一〇	
一八一	冷間ロール成型形鋼製造業	一五	一〇	
一八二	鋼管製造業	一五	一〇	
一八三	伸鉄業	一五	一〇	
一八四	磨棒鋼製造業	一五	一〇	
一八五	引抜鋼管製造業	一五	一〇	

二〇五	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	二〇	一〇	
二〇四	電子回路製造業	二〇	一〇	
二〇三	一般機械器具製造業	二〇	一〇	
二〇二	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	二〇	一〇	
二〇一	電気めっき業	二〇	一〇	
二〇〇	非鉄金属製造業	一五	一〇	
一九九	鉄鋼業（整理番号一七三の項から前項までに掲げるものを除く。）	一五	一〇	
一九八	鉄粉製造業	一五	一〇	
一九七	可鍛鉄製造業	一五	一〇	
一九六	铸铁管製造業	一五	一〇	
一九五	鋳鉄铸件製造業（次項及び整理番号一九七の項に掲げるものを除く。）	一五	一〇	
一九四	鋳鋼製造業	一五	一〇	
一九三	鍛工品製造業	一五	一〇	
一九二	鍛鋼製造業	一五	一〇	
一九一	表面処理鋼材製造業（整理番号一八七の項から前項までに掲げるものを除く。）	一五	一〇	
一九〇	めっき鉄鋼線製造業	一五	一〇	
一八九	めっき鋼管製造業	一五	一〇	
一八八	亜鉛鉄板製造業	一五	一〇	
一八七	ブリキ製造業	一五	一〇	
一八六	伸線業	一五	一〇	

二〇六	輸送用機械器具製造業	二〇	一〇	
二〇七	精密機械器具製造業	一五	一〇	
二〇八	ガス製造工場	一五	一〇	
二〇九	下水道業	二五	二〇	(-) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度の窒素を含む汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあつては、(-)の欄及び(-)の欄の値は、それぞれ一五とする。
二一〇	空瓶卸売業	二〇	一〇	
二一一	共同調理場（学校給食法第六条に規定する施設をいう。）	二五	一〇	
二一二	弁当仕出屋又は弁当製造業	二五	一〇	
二二三	飲食店	二五	一〇	
二二四	宿泊業	二五	一五	
二二五	リネンサプライ業	二〇	一〇	
二二六	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	二五	一〇	
二二八	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	二五	一五	

二二九	自動車整備業	二五	一〇	
二二〇	病院	二五	一五	
二二二	し尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇一人以上のものに 限る。）	二五	一〇	
二二三	し尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二〇一人以上五〇〇人以下のものに限る。）	三五	一〇	
二二三	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	三五	一〇	
二二四	ごみ処理業	二五	一五	
二二五	廃油処理業	二五	一〇	
二二六	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	二五	一〇	
二二七	死亡獣畜取扱業	二五	一五	
二二八	と畜場	二五	一五	
二二九	中央卸売市場	二五	一五	
二三〇	地方卸売市場	二五	一五	
二三二	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第一条の二各号に掲げるものをいう。）	三〇	一〇	

二三二	自動式車両洗浄施設	一五	一〇	
二三二	浄水施設	一五	一〇	
二三二	指定地域内事業場のし尿又は雑排水の排出に係る施設（整理番号二二一の項及び二二二の項に係るものを除く。）	三五	一〇	
二三二	その他のもの	三五	一〇	

別表第三

整理番号	業種その他の区分	りん含有量（単位：一リットルにつきミリグラム）	備考
二	畜産農業	(一) 八	八
三	天然ガス鉱業	一・五	一
四	非金属鉱業	一・五	一
五	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	四	一
六	乳製品製造業	五	一
七	畜産食料品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	五・五	一
八	水産缶詰・瓶詰製造業	三	一
九	寒天製造業	三	一・五
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業	三	一・五
一一	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	三	一
一二	冷凍水産物製造業	三	一・五
一三	冷凍水産食品製造業	四	一
一四	水産食料品製造業（整理番号八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	三	一・五
一五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	三	一
一六	野菜漬物製造業	二・五	一
一七	味噌製造業	四	一・五
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業	四	一・五
一九	うま味調味料製造業	二	一

二〇	ソース製造業	三	一	
二一	食酢製造業	三	一・五	
二二	砂糖精製業	二	一	
二三	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	三	一・五	
二四	小麦粉製造業	三	一・五	
二五	パン製造業	二	一	
二六	生菓子製造業	三	一	
二七	ビスケット類・干菓子製造業	三	一	
二八	米菓製造業	三	一・五	
二九	パン・菓子製造業（整理番号二五の項から前項までに掲げるものを除く。）	三	一・五	
三〇	植物油脂製造業	二・五	一	
三一	動物油脂製造業	二	一	
三二	食用油脂加工業	二・五	一	
三三	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	二	一	
三四	穀類でんぷん製造業	三	一・五	
三五	めん類製造業	三	一	
三七	豆腐・油揚げ製造業	四	一	
三八	あん類製造業	三・五	一	
三九	冷凍調理食品製造業	四	一	
四〇	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	二・五	一	
四一	清涼飲料製造業	二・五	一	

四二	果実酒製造業	二・五	一	
四三	ビール製造業	三	一・五	
四四	清酒製造業	二・五	一	
四五	蒸留酒・混成酒製造業	二・五	一	
四六	インスタントコーヒー製造業	二・五	一	
四七	配合飼料製造業	二	一	
四八	単体飼料製造業	二	一	
四九	有機質肥料製造業	二	一	
五〇	たばこ製造業	二	一	
五一	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）	二	一	
五五	繊維工業で整毛工程に係るもの	二	一	
五七	繊維工業で麻製織工程に係るもの	二	一	
五八	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	二	一	
五九	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	二	一	
六〇	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	二	一	

六一	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	二	一	
六二	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	二	一	
六三	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	二	一	
六四	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	二	一	
六五	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	一・五	一	
六六	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	二	一	
六七	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	二	一	
六八	繊維工業（整理番号五五の項から前項までに掲げるものを除く。）	二	一	
六九	一般製材業又は木材チップ製造業	二	一	
七一	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	一・五	一	
七五	木材薬品処理業	二	一	
七六	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	一・五	一	
七七	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	一・五	一	
七八	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラフトパルプ製造工程、リファイナーグラフトパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	一・五	一	

七九	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントバルブ製造工程又は未さらしセミケミカルバルブ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	一・五	一	
八〇	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントバルブ製造工程（前工程の未さらしケミグラントバルブ製造工程を含む。）又は未さらしセミケミカルバルブ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルバルブ製造工程を含む。）に係るもの	二	一	
八一	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトバルブ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	一・五	一	
八二	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトバルブ製造工程（前工程の未さらしクラフトバルブ製造工程を含む。）に係るもの	一・五	一	
八三	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするバルブ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	一・五	一	
八四	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うバルブ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	一・五	一	
八五	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするバルブ製造工程に係るもの	一・五	一	

八六	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグラントパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	一・五	一	—
八七	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	一・五	—	—
八八	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	一・五	—	—
八九	機械すき和紙製造業	一・五	—	—
九〇	手すき和紙製造業	一・五	—	—
九一	塗工紙製造業	一・五	—	—
九二	段ボール製造業	一・五	—	—
九三	重包装紙袋製造業	一・五	—	—
九四	セロファン製造業	一・五	—	—
九五	乾式法による繊維板製造業	一・五	—	—
九六	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	一・五	—	—
九七	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号七六の項から前項までに掲げるものを除く。）	一・五	—	—
一〇〇	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	二	—	—
一〇一	製版業	二	—	—
一〇二	窒素質・りん酸質肥料製造業	二	—	—
一〇三	複合肥料製造業	二	—	—

一〇四	化学肥料製造業（前二項に掲げるものを除く。）	一・五	一	
一〇五	ソーダ工業	一・五	一	
一〇六	電炉工業	二	一	
一〇七	無機顔料製造業	一・五	一	
一〇八	無機化学工業製品製造業（整理番号一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。）	一・五	一	
一〇九	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	一・五	一	
一一〇	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	一・五	一	
一一一	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	一・五	一	
一一二	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	一・五	一	
一一三	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	一・五	一	
一一四	石油化学系基礎製品製造業（整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	一・五	一	
一一五	脂肪族系中間物製造業	一・五	一	
一一六	メタン誘導品製造業	二	一	
一一七	発酵工業	一・五	一	
一一八	コーラール製品製造業	二	一	

一二九	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	一・五	一	
一二〇	プラスチック製造業	一・五	一	
一二一	合成ゴム製造業	一・五	一	
一二二	有機化学工業製品製造業（整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	一・五	一	
一二三	レイオン・アセテート製造業のうちレイオンの製造に係るもの	二	一	
一二四	レイオン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	二	一	
一二五	合成繊維製造業	一・五	一	
一二六	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	二	一	
一二七	石けん・合成洗剤製造業	二	一	
一二八	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	一・五	一	
一二九	塗料製造業	一・五	一	
一三〇	印刷インキ製造業	二	一	
一三一	医薬品原薬・製剤製造業	一・五	一	
一二二	医薬品製剤製造業	一・五	一	
一三三	生物学的製剤製造業	一・五	一	
一三四	生薬・漢方製剤製造業	二	一	
一三五	動物用医薬品製造業	二	一	
一三六	火薬類製造業	一・五	一	
一三七	農薬製造業	二	一	
一三八	合成香料製造業	二	一	
一三九	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	二	一	

一四〇	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	二	—	—
一四二	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	二	—	—
一四三	写真感光材料製造業	一・五	—	—
一四四	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	一・五	—	—
一四五	イオン交換樹脂製造業	一・五	—	—
一四六	化学工業（整理番号一〇二の項から前項までに掲げるものを除く。）	一・五	—	—
一四七	石油精製業	一・五	—	—
一四八	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	一・五	—	—
一四九	コークス製造業	一・五	—	—
一五〇	石油コークス製造業	二	—	—
一五一	自動車タイヤ・チューブ製造業	一・五	—	—
一五二	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	一・五	—	—
一五三	ゴム製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	一・五	—	—
一五四	なめしかわ製造業	二	—	—
一五五	毛皮製造業	二	—	—
一五六	板ガラス製造業	一・五	—	—
一五七	板ガラス加工業	一・五	—	—
一五八	ガラス製加工素材製造業	一・五	—	—
一五九	ガラス容器製造業	一・五	—	—
一六〇	理化学用・医療用ガラス器具製造業	一・五	—	—
一六一	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	一・五	—	—
一六二	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	一・五	—	—

一六三	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	一・五	—	—
一六四	ガラス・同製品製造業（整理番号一五六の項から前項までに掲げるものを除く。）	一・五	—	—
一六五	生コンクリート製造業	一・五	—	—
一六六	コンクリート製品製造業	一・五	—	—
一六七	セメント製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	一・五	—	—
一六八	黒鉛電極製造業	一・五	—	—
一六九	碎石製造業	一・五	—	—
一七〇	鉱物・土石粉碎等処理業	一・五	—	—
一七二	うわ薬製造業	一・五	—	—
一七三	高炉による製鉄業	一・五	—	—
一七五	フェロアロイ製造業	一・五	—	—
一七六	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	一・五	—	—
一七八	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	一・五	—	—
一七九	熱間圧延業（整理番号一八二の項及び同一一八三の項に掲げるものを除く。）	一・五	—	—
一八〇	冷間圧延業（整理番号一八二の項及び同一一八三の項に掲げるものを除く。）	一・五	—	—
一八一	冷間ロール成型形鋼製造業	一・五	—	—
一八二	鋼管製造業	一・五	—	—
一八三	伸鉄業	一・五	—	—
一八四	磨棒鋼製造業	一・五	—	—

一八五	引抜鋼管製造業	一・五	一	
一八六	伸線業	一・五	一	
一八七	ブリキ製造業	二	一	
一八八	亜鉛鉄板製造業	一・五	一	
一八九	めっき鋼管製造業	一・五	一	
一九〇	めっき鉄鋼線製造業	一・五	一	
一九一	表面処理鋼材製造業（整理番号一八七の項から前項までに掲げるものを除く。）	一・五	一	
一九二	鍛鋼製造業	一・五	一	
一九三	鍛工品製造業	二	一	
一九四	鋳鋼製造業	一・五	一	
一九五	鋳鉄鋳物製造業（次項及び整理番号一九七の項に掲げるものを除く。）	一・五	一	
一九六	鋳鉄管製造業	一・五	一	
一九七	可鍛鋳鉄製造業	一・五	一	
一九八	鉄粉製造業	一・五	一	
一九九	鉄鋼業（整理番号一七三の項から前項までに掲げるものを除く。）	一・五	一	
二〇〇	非鉄金属製造業	一・五	一	
二〇一	電気めっき業	二	一	
二〇二	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	二	一	
二〇三	一般機械器具製造業	一・五	一	
二〇四	電子回路製造業	一・五	一	

二〇五	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	一・五	一	
二〇六	輸送用機械器具製造業	一・五	一	
二〇七	精密機械器具製造業	一・五	一	
二〇八	ガス製造工場	二	一	
二〇九	下水道業	二・五	二・三	(-) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度のりんを含む汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあるものは、(-)の欄及び(二)の欄の値は、それぞれ一・三とする。
二二〇	空瓶卸売業	四	二	(二) 高濃度のりんを含む汚水を多量に受け入れて処理するもの（標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。）にあつては、(-)の欄及び(二)の欄の値は、それぞれ三・〇とする。
二二一	共同調理場（学校給食法第六条に規定する施設をいう。）	四	一・五	
二二二	弁当仕出屋又は弁当製造業	四	一・五	

